

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (委員会) 第4条 (略)</p> <p>2 放射線研究室の運営については、放射線研究室運営規則第8条に規定する放射線研究室運営委員会において、<u>遺伝子実験施設の運営</u>については、センター運営規則第10条第1項に規定する<u>遺伝子実験施設運営小委員会</u>において、それぞれ審議し、安全管理に関する審議内容や定期検査等の結果について小委員会に報告する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則 (委員会) 第4条 (略)</p> <p>2 放射線研究室の運営については、放射線研究室運営規則第8条に規定する放射線研究室運営委員会において、<u>遺伝子実験施設の安全管理</u>については、センター運営規則第13条第1項に規定する<u>遺伝子実験施設放射線安全管理委員会</u>において、それぞれ審議し、安全管理に関する審議内容や定期検査等の結果について小委員会に報告する。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則 (25 細則第 2 号)

この細則は、平成 25 年 2 月 6 日から施行する。